

(別紙)

福島県より、福島市産のカブから食品衛生法上の暫定規制値を超過したことによる措置について、以下の対応をとるとの報告を受けています。

1. 福島市から産出されるカブについて、当分の間、出荷を自粛するよう生産者及び関係団体等に要請する。
2. 福島市の他の地点及び福島市周辺の市町村（県北地区）から産出されるカブについて、5月11日に検査を実施する。